

障がい者雇用開拓事業 企画提案公募実施要項（事業説明書）

提案公募テーマ

障がいのある人を対象とした職業紹介及び就業支援事業

募集スケジュール

受付期間 令和6年2月28日（水）～令和6年3月11日（月）12時まで
説明会 令和6年3月4日（月）
委託事業候補者の決定 令和6年3月中旬

福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課障がい者雇用係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3594 FAX 092-643-3619
E-Mail shouko@pref.fukuoka.lg.jp

- 本県では、一般企業等への就職を希望する障がいのある人を対象に標記事業の実施を計画しています。本事業は委託して実施する予定であり、委託事業候補者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

なお、本事業は令和6年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を実施しない、または一部変更して実施することがあります。

1 事業の目的

障がい者法定雇用率の段階的な引き上げ及び重度障がい・精神障がいのある人の短時間雇用に係る雇用率への算定条件の緩和を受け、障がいのある人を雇用していない企業へのコンサルティングや、短時間求人の開拓、求職者と企業のマッチングを行うことで、県内の民間企業における法定雇用率達成を目指すものです。

2 委託業務について

(1) 内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(2) 事業期間

契約締結の日（令和6年4月1日以降）～令和7年3月31日

※ なお、次の要件を全て満たす場合には、令和7年4月1日以降、公募によることなく、今回の企画提案公募で選定した事業者に事業を委託することがあります。

- ① 令和6年度を含み3か年度を超えないこと
- ② 確実な履行が見込まれること
- ③ 委託の内容について、今回の企画提案の審査時点と大きな情勢の変化がなく、業務の大部分または根幹部分が同じであること。

(3) 予算規模

40,644千円（消費税及び地方消費税含む）以内

3 応募について

(1) 公募説明会

日時：令和6年3月4日（月）15時00分～

場所：福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁 地下1階 福祉労働部会議室

※ 説明会に参加の際は、令和6年3月1日（金）17時までに、別紙「参加申込書」を下記9へご提出ください。

※ 説明会参加は必須ではありませんが、応募を検討している場合はできるだけ参加してください。

(2) 応募方法

- ① 福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課障がい者雇用係まで、日程を連絡の上、必要書類を直接持参してください。（連絡先等は下記9を参照）
- ② 書類の受付は、9時～17時までの間とします。（土、日、祝日を除く）
- ③ 提出の際に応募要件、書類記載状況の確認及び提案内容の簡単な聞き取りを行います。（15分程度）

(3) 受付期間

令和6年2月28日（水）から令和6年3月11日（月）12時まで（期日厳守）

(4) 応募資格

本事業に応募できるものは、次の要件の全てを満たす法人等とする。

- ① 職業紹介事業及び一般労働者派遣事業許可を得ていること。
 - ② 国又は地方自治体から障がい者雇用に関する業務の委託を受け、誠実に履行した実績を有していること。
 - ③ 相当数の身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の職業紹介・就労支援の実績があること。
 - ④ 障害者雇用状況報告義務対象の場合は、障がい者法定雇用率を達成しているか、確実に達成する見込みであること。
 - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各項各号に掲げる者に該当しないこと。
 - ⑥ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
 - ⑦ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでない者。
 - ⑧ グループで応募する場合は、全体として①～③の要件を満たし、かつグループを構成する各団体が④～⑦の要件を満たすこと。この場合、連携して応募、事業を行うための協定を団体間で締結し、代表団体を定めること。
- なお、各構成団体は他に単独またはグループで本事業に応募できないものとする。

(5) 応募書類

応募に当たっては、次の書類を期限までに提出するものとする。

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① 企画提案応募書（様式1） | 1部 |
| ② 企画提案書（別記参照、経費見積書添付のこと） | 5部 |
| ③ 職業紹介事業許可証及び一般労働者派遣事業許可証（写し） | 1部 |
| ④ 団体の概要、事業概要がわかるもの（会社リーフレット等） | 5部 |
| ⑤ 直近の障害者雇用状況報告書（写し） | 1部 |

※ 企画提案書5部は正本1部、副本4部として、正本1部には、表紙に押印をしてください。（副本4部には押印は不要です）

※ グループで応募する場合は、連携して企画提案、事業実施することについて、団体間で定めた書面（協定書等）を提出してください。（1部）

(6) その他

- ① 提出期限までに所定の書類がそろわない場合、選考の対象となりません。
- ② 企画提案及び応募に関する一切の費用は、提案者の負担とします。
- ③ 受付から選定までの間、企画提案書及び経費見積書の修正は原則として認めません。
- ④ 選考結果に関わらず、提出書類は返却できないので了承ください。

4 企画提案書について

企画提案書は原則としてA4版の片面印刷、書式は自由とします。ただし、下記の項目順に、具体的に記載してください。

(1) 提案する会社・団体の状況

- ① 職業紹介事業及び一般労働者派遣事業許可番号
- ② 国又は地方自治体からの障がい者雇用に関する業務の受託実績

- ③ 障がいのある人の職業紹介・就労支援の実績
(年度別、障がい種別に記載のこと)

(2) 本県における障がい者雇用拡大に関する提案者の考え

- ① 本県における障がい者雇用の現状と課題、事業実施にあたり重視する点
- ② 事業目標
 - ・コンサルティング支援企業数(90社以上とする)
 - ・短時間求人開拓企業数(280社以上とする)
 - ・支援による就職決定数(370人以上とする)
 - ・その他、独自に設定する目標があれば記載

(3) 障がいのある人を雇用していない企業に対するコンサルティングについて

- ① コンサルティングを行う企業の募集方法(アプローチ方法等)
- ② ハローワークとの連携方法
- ③ コンサルティングの内容

(4) 重度身体障がい、重度知的障がい及び精神障がいのある人のための短時間求人の開拓について

短時間求人の開拓方法(ターゲット・アプローチ方法・内容)

(5) 求職者と企業のマッチング(職業紹介)について

- ① 一般就労を希望する障がいのある人の募集、登録後の支援
 - ア 一般就労を希望する障がいのある人の募集方法
(アプローチ方法、登録手順等)
 - イ 登録求職者の見込み(障がい種別ごと)
 - ウ 登録求職者に対するカウンセリング、助言・指導など支援の内容、方法
 - エ 職業評価情報が乏しい又は就職準備性の低い求職者への具体的な支援方法
 - ② 企業への啓発、情報提供
 - ア 企業向けセミナーについて(ターゲット・内容・方法)
 - イ 企業関係団体(商工会議所・商工会等)との連携方法
 - ウ 企業からの相談(特例子会社等設置等相談含む)の受付方法
 - エ 個々の求人企業のニーズ把握、カウンセリングの方法
 - ③ 職業紹介
 - ア マッチングの具体的方法
 - イ 就職相談会の方法、規模
 - ④ 企業での実習を行う場合の具体的方法
どのような場合に、どのような体制で実施するか
 - ⑤ 定着支援
定着支援の具体的方法
 - ⑥ 障がいのある人、保護者、支援者のための情報提供
障がいのある人の就職活動・就業支援に関する情報の提供方法(セミナー、イベント等登録求職者に限らず広報して実施するもの)
 - ⑦ 事業周知、広報の方法
媒体、ターゲット、内容等
 - ⑧ 事業の管理
 - ア 事業の実施体制
 - ・当該事業に係る主たる事業場所
 - ・人員配置及び分担、各人の雇用形態、兼務状況
- ※従事する者の経歴、保有資格、経験等、従事者としてふさわしいと判断する理由を記載すること。なお、運営・進捗管理責任者に該当する者がわかるように追記すること。

- イ 進捗管理
進捗管理方法及びスケジュール
- ウ その他
 - ・登録求職者、企業の情報の整理、管理の方法
 - ・クレーム処理体制
 - ・個人情報保護に関する規程、取組み

- ⑨ 地域の関係機関との連携
どのような機関とどのように連携するか（上記②に記載した件を除く）

（6）経費見積書について

様式は任意とします。ただし、項目ごとに具体的に記載してください。（別紙「経費見積書」を参照の上、作成してください。）

5 欠格事項（応募の無効）

以下に該当する者は応募を無効とします。

- （1）本要項に示した公募参加の資格がない者
- （2）故意に提出書類に虚偽の記載をした者
- （3）提出期限内に所定の書類を提出しなかった者

6 委託先の選定について

（1）選定方法

選定委員会において、企画提案の内容を審査のうえ、その評価点を基に選定する。ただし、各委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は「委託事業候補者なし」とする場合がある。また、各委員の評価点の合計が最も高い事業者が複数ある場合は、委員の協議により委託事業候補者を選定する。

（2）応募者がいない場合又は1者のみの場合の取扱い

応募者がいない場合は、公募を中止し、業務内容等を再度検討する。また、応募者が1者のみの場合は、評価点の合計が満点の半分以上を超える場合は、その事業者を委託事業候補者とする。

（3）評価項目

- ① ノウハウの蓄積、障がい者雇用に関する現状認識及び事業に対する考え方
- ② コンサルティングの方法、内容
- ③ 短時間求人の開拓方法、内容
- ④ 一般就労を希望する障がいのある人の募集及び支援方法、内容
- ⑤ 企業への啓発、情報提供の方法
- ⑥ 職業紹介（定着支援まで）の実施方法
- ⑦ 県民（障がいのある人を含む）に向けた情報提供の方法
- ⑧ 事業実施体制
- ⑨ 障がい種別ごとの特性に応じた対応
- ⑩ 費用の積算の妥当性、効率性

（4）選定結果

選定・非選定結果の通知は文書により行う。

（5）選定結果の公表

選定された委託事業候補者は県ホームページに掲載を行う。

7 契約について

県は、選定された委託事業候補者と委託契約を締結するものとする。ただし、以下の点に留意すること。

- （1）契約に当たっては、提案をもとに細部について県と委託事業候補者で打合せを行

った上で最終的な契約内容、金額を決定するものとする。

なお、契約締結に係る諸費用(印紙代等)は受託者の負担とする。

- (2) 契約締結に先立ち、委託事業候補者は、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めるものとする。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは契約期間満了時に全額返還される。

また、福岡県を受取人とする履行保証契約を保険会社と締結した場合等、契約保証金が減免される場合がある。

- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費(人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等)を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

8 事業報告

受託事業者は、毎月10日までに、前月の求人、求職者、職業紹介、就職決定、定着支援の各状況について事業の進捗状況とあわせ書面にて報告するものとする。

また、年度末までに事業実績報告書等を提出するものとする。

なお、事業実施に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておく必要がある。

9 事業担当課

- (1) 本件に関する問合せ、提案書提出、説明会申込み先

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課障がい者雇用係

担当：内田、筒井

TEL：092-643-3594

FAX：092-643-3619

電子メール：shouko@pref.fukuoka.lg.jp

- (2) 問合せ(質問)について

- ① 問合せ期間は令和6年2月28日(水)から令和6年3月6日(水)までとします。(期日厳守)
- ② 問合せは別紙「質問票」に記載の上、電子メールまたはFAXにてご提出ください。
- ③ 問合せに対する回答は、本県のホームページに掲載します。ただし、評価に影響しない質問については、質問者のみに回答します。